

(業務名称) 病院における5S-KAIZEN-TQMのアフリカ地域広域展開に向けた情報整備及び人材育成に関する業務
(公告日: 2021年6月22日/調達管理番号: 21a00418) について、質問内容及び回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P17	第2. 4. (2) アフリカ地域における5S-KAIZEN-TQMの好事例・課題・人材リソースの抽出	最低40人からのヒアリングを行うと指示されていますが、病院組織としての好事例なのか、5S-カイゼン活動単位の好事例なのか、保健省や地域保健局としてのプログラムやイニシアティブの普及や継続の好事例なのか、どのレベルの好事例の抽出を想定されているのでしょうか。好事例のレベルが違う場合、聞き取り対象と人数は変わりますでしょうか。	ヒアリング対象者の活動内容のレベルも様々であるため、好事例の基準やレベルについては現時点では特に決めておりませんが、弊機構の5S-KAIZEN-TQMのアプローチが何らかの形で関わっている事例をあげていただくようお願いいたします。情報収集の結果、好事例の基準・レベルが見えてきて聞き取り対象及び人数を変更した方がよい場合には、発注者、受注者双方で協議し決定とさせていただきます。
2	P18	第2. 4. (3) 5S-KAIZEN-TQMの広域展開を想定した研修教材の作成	導入編、発展編とも量目安として「2時間コースx3コマを想定したページ数」とありますが、成果品は本の形式を想定されておりますでしょうか、またはPPTスライドとして提出するのでしょうか。また、ページ数を本のページ数としてカウントするのか、PPTのスライド数としてカウントするのにかについてご教示願います。	本の形式は想定しておらず、PDF及び加工可能なデータ形式 (Word、Excel、Powerpoint等) を想定しております。ただし、いずれの形式であっても教材単独で学習可能な内容、例えばPowerpointであれば解説を付す等の工夫をお願いします。ページ数は、ご使用されるデータ形式に合わせてカウントされるので問題ございません。 最終的には、弊機構の以下HPに広域展開用教材として連ねることを想定しております。ご参考ください。 https://www.jica.go.jp/activities/issues/health/5S-KAIZEN-TQM-02/materials.html
3	P19	第2. 4. (5) アフリカ地域を対象とした海外広域ワークショップの開催支援	ワークショップ開催時の参加国として、英語圏から20か国、仏語圏から20か国の計40か国という理解でよろしいでしょうか。また、参加国の決定は、協議の上で決定という理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通り、英語圏から20か国、仏語圏から20か国、計40か国を想定しています。他方、オンライン実施の予定のため、物理的に移動する必要がなく、広く周知できればと考えております。
4	P19	第2. 4. (5) アフリカ地域を対象とした海外広域ワークショップの開催支援	Zoomでの実施が指示されていますが、通信環境の悪い国、地域から実施しなければならぬのでしょうか？実施する場合、ワークショップの音響、通信環境他、現地業者に委託できるのでしょうか？また、委託可能な場合に、関連経費の積算は必要(可能) でしょうか？	新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては日本から遠隔でワークショップを実施することも考えられますが、現在ワークショップの開催国として想定しているタンザニア及びチュニジアにおいては首都圏からの接続を想定しており、特段通信環境に関して大きな問題はないとの理解です。他方、仮に通信上の困難等により業者委託や増額等の必要性が生じる場合には、発注者、受注者双方で協議し、当該部分について増額の契約変更をすることを可とします。

通番	該当頁	項目	質問	回答
5	P20	第2. 4. (5) アフリカ地域を対象とした海外広域ワークショップの開催支援	対応事項の表に「ワークショップの登壇者の検討・決定」、「登壇者への事前説明」とありますが、謝金等の要求、発生した場合の取り扱いについてご説明ください。	ワークショップの登壇者は、開催国の5S-KAIZENに関わりのある省庁及び組織から選定することを想定しており、また他国からの参加者にご登壇いただく場合も「事例共有」というような簡単なものを想定しているため、謝金の想定はしておりません。仮に要求があった場合には、発注者、受注者双方で協議し進め方を決定いたします。
6	P21	第2. 4. (7) 今後実施・形成予定の5S-KAIZEN-TQMを含む保健医療案件の支援	本業務で実施するワークショップの開催国となった国においては個別に各国が抱える課題や状況を踏まえて5S-KAIZEN-TQMにかかるコンサルテーション及び技術指導を必ず実施すること、とありますが、対象の医療施設や行政官へのコンサルテーション及び技術指導のための段取り（アポや場所・時間のアレンジ等）も業務の一環として行わなければならないのでしょうか？それとも貴機構在外事務所の方で段取りいただけるのでしょうか？	開催国に対する5S-KAIZENにかかるコンサルテーション及び技術指導について、基本的にはワークショップの関係者もしくはワークショップの関係者を通じて紹介のあった施設や機関を対象としているため、受注者に可能な範囲でコンタクトいただくことを想定していますが、アポ取りや場所等のアレンジについてJICA事務所の介入が必要であれば相談することは可能です。
7	P30	第4 経費に係る留意点 1. (1) 2) ②ワークショップ実施案連費	ワークショップ実施関連費（50,000円/1回(税抜き)）には、仏語圏を対象とするワークショップにおける通訳備上費用は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、仏語の通訳備上費用は含まれておりません。ただし弊機構と相談の上、通訳備上の必要性があると判断され、増額となる場合には、発注者、受注者双方で協議し、当該部分について増額の契約変更をすることを可とします。
8	P30	第4 経費に係る留意点 1. (1) 2) ②ワークショップ実施案連費	ワークショップ実施関連費（50,000円/1回(税抜き)）には、Zoomの有料アカウント購入費用やZoomクラウド記録のための追加ストレージ購入費用は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、Zoomの有料アカウント購入費用やZoomクラウド記録のための追加ストレージ購入費用は含んでおりません。
9	P30	第4 経費に係る留意点 1. (1) 2) ③研修教材作成費	研修教材作成費（100,000円(税抜き)）には、英語から仏語への翻訳費用は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、英語から仏語への翻訳費用は含まれておりません。ただし翻訳費用の追加が必要であると判断され、増額となる場合には、発注者、受注者双方で協議し、当該部分について増額の契約変更をすることを可とします。
10	P30	第4 経費に係る留意点 1. (1) 2) ③研修教材作成費	研修教材（英語）のネイティブチェックは必要か。ネイティブチェックが必要な場合、研修教材作成費（100,000円(税抜き)）には、ネイティブチェックの費用は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	既存の教材を活用して、広域展開用のダイジェスト版研修教材を作成いただくことを想定していたため、ネイティブチェックの費用は含まれておりません。ただしネイティブチェックに係る費用の追加が必要であると判断され、増額となる場合には、発注者、受注者双方で協議し、当該部分について増額の契約変更をすることを可とします。

以上